

報告第5号

寄附の受入れについて

下記のとおり寄附の申出があり，これを受け入れたので報告する。

記

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 寄附者住所氏名 | 茨城県水戸市谷津町1番地35<br>水戸ヤクルト販売株式会社<br>代表取締役社長 内藤 学 |
| 2 | 寄附品名    | エデュプレイハウス1点，やわらか砂場セット・<br>サニーパーク1点，カラートンネル1点   |
| 3 | 寄附目的    | 地域の福祉に貢献するため                                   |
| 4 | 寄附年月日   | 令和7年3月6日                                       |

令和7年6月2日 提出

東海村長 山 田



報告第6号

寄附の受入れについて

下記のとおり寄附の申出があり，これを受け入れたので報告する。

記

- 1 寄附者住所氏名 茨城県ひたちなか市新光町38番地  
ひたちなかテクノセンターA棟4F A407  
株式会社KOTOWA  
代表取締役 鈴木 政則
- 2 寄附品名 バスケットボールケース 4個  
ビブス 40枚
- 3 寄附目的 学校の教育活動を支援するため
- 4 寄附年月日 令和7年3月25日

令和7年6月2日 提出

東海村長 山 田



報告第7号

寄附の受入れについて

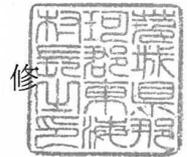
下記のとおり寄附の申出があり，これを受け入れたので報告する。

記

- 1 寄附者住所氏名 茨城県那珂郡東海村舟石川駅西二丁目11番7号  
エーテック株式会社  
代表取締役社長 久家 伸司
- 2 寄 附 金 額 金100,000円
- 3 寄 附 目 的 子供たちのため
- 4 寄 附 年 月 日 令和7年4月18日

令和7年6月2日 提出

東海村長 山 田



報告第 8 号

令和 6 年度東海村一般会計繰越明許費繰越計算書

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により，令和 6 年度東海村一般会計繰越明許費繰越計算書について，別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

東海村長 山 田



令和6年度東海村一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	原子力災害対策設備修繕	12,705,000	12,705,000		12,705,000			0
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応給付金支給事業 (非課税世帯分)	101,608,000	15,366,000		15,366,000			0
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計補助金	130,000,000	130,000,000		43,082,000			86,918,000
	3 病院費	病院事業会計補助金	6,435,000	6,435,000		6,435,000			0
7 土木費	2 道路橋梁費	道路基礎調査及び設計委託	28,960,000	28,960,000					28,960,000
		村道改良舗装工事	27,167,000	27,145,000					27,145,000
		村道用地購入費	82,520,000	82,520,000		21,340,000			61,180,000
		用地購入に伴う補償金	164,463,000	162,923,000		32,010,000			130,913,000
		電柱移設補償費	7,884,000	7,884,000					7,884,000
	3 都市計画費	神楽沢近隣公園駐車場整備工事	29,623,000	29,546,000					29,546,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7 土木費	3 都市計画費	阿漕ヶ浦公園用地取得費	14,953,000	14,953,000					14,953,000
		用地購入に伴う補償金	3,542,000	3,542,000					3,542,000
		雨水排水整備工事	10,050,000	10,050,000					10,050,000
9 教育費	5 社会教育費	図書館高圧気中負荷開閉器・ 高圧ケーブル修繕	3,432,000	3,432,000					3,432,000
合 計			623,342,000	535,461,000		130,938,000			404,523,000

令和7年6月2日 提出

東海村長 山田 修

報告第9号

令和6年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により，令和6年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について，別紙のとおり報告する。

令和7年6月2日 提出

東海村長 山 田



令和6年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 区画整理事業費	1 東海駅西土地区画 整理事業費	設計委託	6,235,000	6,235,000					6,235,000
		その他工事	25,647,000	20,565,000					20,565,000
合 計			31,882,000	26,800,000					26,800,000

令和7年6月2日 提出

東海村長 山 田 修

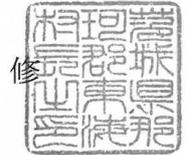
報告第10号

令和6年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により，令和6年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について，別紙のとおり報告する。

令和7年6月2日 提出

東海村長 山 田



令和6年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 区画整理事業費	1 東海中央土地区画 整理事業費	地質調査委託	6,728,000	4,770,000					4,770,000
		伐木処分委託	5,670,000	5,296,000					5,296,000
		道路築造・舗装及び雨水排水 工事	63,191,000	52,499,000					52,499,000
		整地工事	137,080,000	128,904,000					128,904,000
合 計			212,669,000	191,469,000					191,469,000

令和7年6月2日 提出

東海村長 山 田 修

報告第 1 1 号

令和 6 年度東海村下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により，令和 6 年度東海村下水道事業会計予算繰越計算書について，別紙のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

東海村長 山 田



令和6年度東海村下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：千円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰 越る要す るな卸資 の購入限 度	繰 越 を た す る 資 産 入 額	説明
						国庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金				
1 汚水事業 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道工事	66,536	52,536	14,000	0	13,300	700	0	0	0	同時期・同箇所における他公共 工事との相互調整により、年度 内完成が困難となったため。
		特環公共下水道工 事	176,477	145,477	31,000	0	24,100	6,900	0	0	0	同時期・同箇所における他公共 工事との相互調整により、年度 内完成が困難となったため。
	2 流域下水道 建設費	流域下水道建設負 担金	31,538	5,741	6,450	0	6,100	350	19,347	0	0	県の建設事業が繰り越しとなつた ため。
計			274,551	203,754	51,450	0	43,500	7,950	19,347	0	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：千円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰 越る要す るな卸資 の購入限 度	繰 越 を た す る 資 産 入 額	説明
						国庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金				
1 汚水事業 資本的支出	2 流域下水道 建設費	流域下水道建設負 担金	16,738	11,602	5,136	0	5,000	136	0	0	0	県の建設事業において、想定外の 位置に埋設物が存在し、調整等に 不測の日数を要したことに伴い、 年度内の事業完了が困難な状況と なったため。

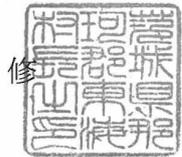
承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年6月2日 提出

東海村長 山 田



専決処分第 1 号

議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により令和 6 年度東海村一般会計補正予算（第 11 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

東海村長 山 田 修

令和 6 年度 東海村一般会計補正予算（第 1 1 号）

専決処分第1号

## 令和6年度 東海村一般会計補正予算（第11号）

令和6年度東海村の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ393,247千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,860,354千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日 専決処分

東海村長 山 田 修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地 方 譲 与 税		183,806	△175	183,631
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	92,079	△1,607	90,472
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	28,131	1,432	29,563
4 配 当 割 交 付 金		32,348	19,522	51,870
	1 配 当 割 交 付 金	32,348	19,522	51,870
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		37,979	34,257	72,236
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	37,979	34,257	72,236
6 法 人 事 業 税 交 付 金		109,457	4,028	113,485
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	109,457	4,028	113,485
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,070,761	△75,758	995,003
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,070,761	△75,758	995,003
9 環 境 性 能 割 交 付 金		14,079	379	14,458
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	14,079	379	14,458
11 地 方 交 付 税		2,000	15,314	17,314
	1 地 方 交 付 税	2,000	15,314	17,314
15 国 庫 支 出 金		4,517,842	△25,862	4,491,980
	1 国 庫 負 担 金	1,560,115	△11,000	1,549,115
	2 国 庫 補 助 金	1,438,853	△14,862	1,423,991
16 県 支 出 金		1,270,736	△9,765	1,260,971
	1 県 負 担 金	685,313	△2,919	682,394
	2 県 補 助 金	467,169	△6,846	460,323
17 財 産 収 入		52,179	1,123	53,302
	2 財 産 売 払 収 入	13,319	1,123	14,442
18 寄 附 金		77,001	△16,000	61,001
	1 寄 附 金	77,001	△16,000	61,001
19 繰 入 金		2,933,060	△320,145	2,612,915

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	2 基金繰入金	2,882,763	△320,145	2,562,618
21 諸収入		423,027	△15,065	407,962
	5 雑収入	355,353	△15,065	340,288
22 村債		415,100	△5,100	410,000
	1 村債	415,100	△5,100	410,000
歳入	合計	23,253,601	△393,247	22,860,354

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,208,100	△63,216	3,144,884
	1 総務管理費	2,751,387	△63,216	2,688,171
3 民生費		8,184,303	△75,993	8,108,310
	1 社会福祉費	4,943,385	△30,550	4,912,835
	2 児童福祉費	3,238,866	△44,333	3,194,533
	4 災害援護資金貸付金	2,051	△1,110	941
4 衛生費		2,545,951	△108,110	2,437,841
	1 保健衛生費	1,326,083	△84,450	1,241,633
	2 清掃費	880,239	△23,660	856,579
5 農林水産業費		437,796	△20,856	416,940
	1 農業費	437,796	△20,856	416,940
6 商工費		642,332	△7,005	635,327
	1 商工費	642,332	△7,005	635,327
7 土木費		3,288,045	△61,550	3,226,495
	2 道路橋梁費	1,108,321	△61,550	1,046,771
	4 港湾費	26,412	0	26,412
8 消防費		719,596	△3,988	715,608
	1 消防費	719,596	△3,988	715,608
9 教育費		3,503,241	△50,061	3,453,180
	1 教育総務費	529,290	△3,384	525,906
	2 小学校費	774,298	△13,398	760,900
	3 中学校費	264,828	△5,100	259,728
	4 幼稚園費	469,968	△18,080	451,888
	5 社会教育費	986,484	△6,303	980,181
	6 保健体育費	478,373	△3,796	474,577
11 公債費		208,479	△2,468	206,011

款	項	補正前の額	補正額	計
11 公債費	1 公債費	208,479	△2,468	206,011
歳出	合計	23,253,601	△393,247	22,860,354

# 一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	183,806	△175	183,631
4 配当割交付金	32,348	19,522	51,870
5 株式等譲渡所得割交付金	37,979	34,257	72,236
6 法人事業税交付金	109,457	4,028	113,485
7 地方消費税交付金	1,070,761	△75,758	995,003
9 環境性能割交付金	14,079	379	14,458
11 地方交付税	2,000	15,314	17,314
15 国庫支出金	4,517,842	△25,862	4,491,980
16 県支出金	1,270,736	△9,765	1,260,971
17 財産収入	52,179	1,123	53,302
18 寄附金	77,001	△16,000	61,001
19 繰入金	2,933,060	△320,145	2,612,915
21 諸収入	423,027	△15,065	407,962
22 村債	415,100	△5,100	410,000
歳入合計	23,253,601	△393,247	22,860,354

## 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,208,100	△63,216	3,144,884	△14,408		△16,000	△32,808
3 民生費	8,184,303	△75,993	8,108,310	△16,500			△59,493
4 衛生費	2,545,951	△108,110	2,437,841			△15,065	△93,045
5 農林水産業費	437,796	△20,856	416,940	△6,359			△14,497
6 商工費	642,332	△7,005	635,327		△2,400		△4,605
7 土木費	3,288,045	△61,550	3,226,495		△2,300		△59,250
8 消防費	719,596	△3,988	715,608				△3,988
9 教育費	3,503,241	△50,061	3,453,180	△941	△400		△48,720
11 公債費	208,479	△2,468	206,011				△2,468
歳出合計	23,253,601	△393,247	22,860,354	△38,208	△5,100	△31,065	△318,874

## 2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 自動車重量譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量譲与税	92,079	△1,607	90,472	1 自動車重量譲与税	△1,607	自動車重量譲与税 △1,607
計	92,079	△1,607	90,472			

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 地方揮発油譲与税

1 地方揮発油譲与税	28,131	1,432	29,563	1 地方揮発油譲与税	1,432	地方揮発油譲与税 1,432
計	28,131	1,432	29,563			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

1 配当割交付金	32,348	19,522	51,870	1 配当割交付金	19,522	配当割交付金 19,522
計	32,348	19,522	51,870			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

1 株式等譲渡所得割交付金	37,979	34,257	72,236	1 株式等譲渡所得割交付金	34,257	株式等譲渡所得割交付金 34,257
計	37,979	34,257	72,236			

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金	109,457	4,028	113,485	1 法人事業税交付金	4,028	法人事業税交付金 4,028
計	109,457	4,028	113,485			

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	1,070,761	△75,758	995,003	1 地方消費税交付金	△75,758	地方消費税交付金 △75,758
計	1,070,761	△75,758	995,003			

## (款) 9 環境性能割交付金

## (項) 1 環境性能割交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 環境性能割交付金	14,079	379	14,458	1 環境性能割交付金	379	環境性能割交付金 379
計	14,079	379	14,458			

## (款) 11 地方交付税

## (項) 1 地方交付税

1 地方交付税	2,000	15,314	17,314	1 地方交付税	15,314	特別交付税 13,914 震災復興特別交付税 1,400
計	2,000	15,314	17,314			

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,559,731	△11,000	1,548,731	1 社会福祉費負担金	△11,000	障害福祉サービス等負担金 △11,000
計	1,560,115	△11,000	1,549,115			

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	825,400	△14,408	810,992	1 総務管理費補助金	△14,408	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 △14,408
5 教育費国庫補助金	44,469	△454	44,015	1 小学校費補助金	△52	特別支援教育就学奨励費補助金 △52
				2 中学校費補助金	△402	要保護生徒援助費補助金 △60 特別支援教育就学奨励費補助金 △342
計	1,438,853	△14,862	1,423,991			

## (款) 16 県支出金

## (項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	685,313	△2,919	682,394	1 社会福祉費負担金	△5,500	障害福祉サービス等負担金 △5,500
				5 児童福祉費負担金	2,581	子どものための教育・保育給付費負担金過年度分 2,581
計	685,313	△2,919	682,394			

## (款) 16 県支出金

## (項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費県補助金	61,706	△6,359	55,347	1 農業費補助金	△6,359	茨城県海岸防災林機能強化事業費補助金 △804 農山漁村発イノベーション整備事業費補助金 △4,864 地域計画策定推進緊急対策事業補助金 △691
6 教育費県補助金	3,044	△487	2,557	2 小学校費補助金	△210	被災児童就学支援等事業補助金 △210
				3 中学校費補助金	△277	被災生徒就学支援等事業補助金 △277
計	467,169	△6,846	460,323			

## (款) 17 財産収入

## (項) 2 財産売払収入

1 不動産売払収入	13,319	1,123	14,442	1 不動産売払収入	1,123	土地売払収入 1,123
計	13,319	1,123	14,442			

## (款) 18 寄附金

## (項) 1 寄附金

2 ふるさとづくり寄附金	77,000	△16,000	61,000	1 ふるさとづくり寄附金	△16,000	ふるさとづくり寄附金 △16,000
計	77,001	△16,000	61,001			

## (款) 19 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

5 財政調整基金繰入金	2,571,484	△320,145	2,251,339	1 財政調整基金繰入金	△320,145	財政調整基金繰入金 △320,145
計	2,882,763	△320,145	2,562,618			

## (款) 21 諸収入

## (項) 5 雑入

2 雑入	329,832	△15,065	314,767	1 雑入	△15,065	新型コロナワクチン接種費用助成金 △15,065
計	355,353	△15,065	340,288			

(款) 22 村債

(項) 1 村債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 商工債	89,400	△2,400	87,000	1 商工債	△2,400	産業・情報プラザ外装改修事業債 △2,400
2 土木債	61,900	△2,300	59,600	2 港湾債	△2,300	茨城港常陸那珂港区建設事業負担金債 △2,300
3 教育債	263,800	△400	263,400	2 社会教育債	△400	文教施設駐車場整備事業債 △400
計	415,100	△5,100	410,000			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	819,310	△5,345	813,965				△5,345	1 報 酬	△423	○総務諸費 封筒印刷代	△3,508 △513
								8 旅 費	△13	郵便料	△2,995
								10 需 用 費	△513	○マイクロシステム推進事業 マイクロシステム処理業務委託料	△1,401 △1,401
								11 役 務 費	△2,995	○東海村行政不服審査制度運営事業	△436
								12 委 託 料	△1,401	東海村行政不服審査会委員報酬 行政不服審査専門員報酬 費用弁償	△63 △360 △13
5 財産管理費	204,564	△5,769	198,795				△5,769	10 需 用 費	△5,769	○庁舎維持管理事業 電気料 施設・設備修繕料	△5,769 △4,735 △1,034
6 企画費	451,402	△25,000	426,402			△16,000	△9,000	12 委 託 料	△9,000	○ふるさと納税推進事業 ふるさと納税推進業務委託料	△25,000 △9,000
								24 積 立 金	△16,000	ふるさとづくり基金積立金	△16,000
7 交通安全対策費	79,046	△1,724	77,322				△1,724	10 需 用 費	△255	○交通安全施設整備事業 交通安全施設・防犯灯等設置	△1,211
								14 工事請負費	△1,211	工事	△1,211
								17 備品購入費	△258	○街頭防犯カメラ管理運営事業 電気料 SDカード購入費	△513 △255 △258
8 原子力対策費	416,759	△14,659	402,100	△14,408			△251	12 委 託 料	△14,659	○放射線量低減対策特別緊急事業 環境省除染廃棄物等状況調査 ・分析実証事業委託料 環境省除去土壌埋立処分実証 事業等委託料	△14,659 △11,095 △3,564

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
9 無線放送施設費	30,057	△1,265	28,792				△1,265	14 工事請負費	△1,265	○防災無線放送施設整備管理事業 防災行政無線屋外拡声子局設備更新工事	△1,265 △1,265
12 防災対策費	27,411	△1,055	26,356				△1,055	10 需用費	△1,055	○避難生活物資備蓄事業 消耗品費	△1,055 △1,055
14 自治推進費	57,639	△1,142	56,497				△1,142	18 負担金、補助及び交付金	△1,142	○単位自治会交付金交付事業 単位自治会交付金	△1,142 △1,142
15 コミュニティセンター費	214,065	△7,257	206,808				△7,257	10 需用費	△7,257	○コミュニティセンター維持管理事業 電気料 施設・設備修繕料	△7,257 △6,257 △1,000
計	2,751,387	△63,216	2,688,171	△14,408		△16,000	△32,808				

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

2 老人福祉費	660,379	△2,030	658,349				△2,030	18 負担金、補助及び交付金	△2,030	○外出支援タクシー利用料金助成事業 外出支援タクシー利用料金助成金 ○ケアマネジャー資格取得支援事業 ケアマネジャー資格取得, 更新費用補助金	△1,000 △1,000 △1,030 △1,030
3 障害福祉費	1,223,572	△28,520	1,195,052	△16,500			△12,020	18 負担金、補助及び交付金	△2,020	○障害福祉サービス事業 自立支援給付費	△22,000 △22,000
								19 扶助費	△26,500	○自立支援等医療費支給事業 更生医療費 ○外出支援タクシー利用料金助成	△3,500 △3,500

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									事業 外出支援タクシー利用料金助成金 ○難聴者補聴器購入費助成事業 難聴者補聴器購入費助成金 ○介護人材確保・支援事業 介護人材確保・支援事業費補助金	△1,000 △1,000 △1,000 △1,000 △1,020 △1,020
計	4,943,385	△30,550	4,912,835	△16,500			△14,050			

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	1,265,517	△14,072	1,251,445				△14,072	1 報酬	△2,300	○要保護児童等対策事業 一般職報酬	△2,300 △2,300
								18 負担金、補助及び交付金	△9,552	○民間学童クラブ運営費補助事業 民間学童クラブ運営費補助金 ○民間保育所等運営補助事業 民間保育所等運営費補助金	△2,161 △2,161 △4,580 △4,580
								19 扶助費	△2,220	○地域子育て支援センター補助事業(重層的支援体制) 地域子育て支援センター事業費補助金 ○母子・父子家庭家賃助成事業 東海村母子・父子家庭家賃助成金	△2,811 △2,811 △2,220 △2,220
2 児童措置費	695,495	△19,000	676,495				△19,000	19 扶助費	△19,000	○児童手当支払事業 児童手当	△19,000 △19,000
3 児童福祉施設費	1,277,854	△11,261	1,266,593				△11,261	1 報酬	△9,561	○保育所管理事業 保育士等報酬	△5,131 △5,131
								10 需用費	△1,700	○舟石川保育所運営事業	△500

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
									賄材料費 <span style="float:right">△500</span> ○とうかい村松宿こども園運営事業 <span style="float:right">△1,200</span> 賄材料費 <span style="float:right">△1,200</span> ○とうかい村松宿こども園子育て支援センター運営事業(重層的支援体制) <span style="float:right">△1,323</span> 保育士等報酬 <span style="float:right">△1,323</span> ○とうかい村松宿こども園一時保育事業 <span style="float:right">△3,107</span> 保育士等報酬 <span style="float:right">△3,107</span>	
計	3,238,866	△44,333	3,194,533				△44,333			

## (款) 3 民生費

## (項) 4 災害援護資金貸付金

1 災害援護資金貸付金	2,051	△1,110	941				△1,110	22 償還金、利子及び割引料	△1,110	○災害援護資金貸付事業 災害援護資金貸付金償還元金	△1,110 △1,110
計	2,051	△1,110	941				△1,110				

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	456,133	△9,850	446,283				△9,850	1 報酬	△4,316	○妊産婦・乳幼児健康診査事業 妊産婦・乳児健康診査委託料	△3,000 △3,000
								3 職員手当等	△1,396	○保健衛生諸費 一般職報酬	△6,850 △4,316
								4 共済費	△931	一般職期末手当 社会保険料負担金	△1,396 △568
								8 旅費	△207	会計年度任用職員共済組合負担金	△363
								12 委託料	△3,000	費用弁償	△146

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									普通旅費	△61	
2 予防費	309,734	△58,348	251,386			△15,065	△43,283	12 委託料	△52,282	○予防接種事業 予防接種委託料	△52,282 △52,282
								19 扶助費	△6,066	○インフルエンザ予防接種費用助成事業 インフルエンザ予防接種費用助成金	△6,066 △6,066
5 健康増進事業費	99,645	△12,696	86,949				△12,696	12 委託料	△12,696	○一般健康診査事業 健康診査(集団)委託料 施設健康診査委託料	△12,696 △11,016 △1,680
7 霊園費	23,507	△1,200	22,307				△1,200	14 工事請負費	△1,200	○須和間霊園維持管理事業 小規模工事	△1,200 △1,200
8 後期高齢者保健事業費	42,555	△2,356	40,199				△2,356	1 報酬	△1,296	○高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業	△2,356
								3 職員手当等	△1,060	一般職報酬 一般職期末手当	△1,296 △1,060
計	1,326,083	△84,450	1,241,633			△15,065	△69,385				

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

2 ごみ処理費	696,098	△22,360	673,738				△22,360	10 需用費	△5,417	○ごみ処理諸費	△6,600
								12 委託料	△10,165	木製家具等リサイクル業務委託料	△300
								14 工事請負費	△3,318	小型家電処理委託料	△800
								18 負担金、補助及び交付金	△3,460	不燃物等処理業務委託料 剪定枝葉等リサイクル業務委託料	△4,400 △100
										不燃性残渣運搬処分業務委託	

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
										料 △1,000 ○清掃センター管理運営事業 △5,165 電気料 △1,600 清掃センター長寿命化工事設計業務委託料 △3,290 清掃センター環境調査業務委託料 △275 ○最終処分場管理運営事業 △4,195 電気料 △877 小規模工事 △750 汚泥供給ポンプNo. 1及びNo. 2更新工事 △2,568 ○ごみ袋指定推進事業 △2,940 消耗品費 △2,940 ○ひたちなか・東海クリーンセンター運営負担金支払事業 △3,460 ひたちなか・東海クリーンセンター運営業務負担金 △2,000 ひたちなか・東海クリーンセンター調査関連業務負担金 △1,460
3 し尿処理費	130,410	△1,300	129,110				△1,300	12 委託料	△1,300	○衛生センター管理運営事業 △1,300 脱水土泥運搬処理業務委託料 △1,300
計	880,239	△23,660	856,579				△23,660			

## (款) 5 農林水産業費

## (項) 1 農業費

3 農業振興費	61,088	△8,617	52,471				△8,617	18 負担金、補助及び交付金	△8,617	○集落転作実践地区育成補助事業 △522 集落転作実践地区育成事業補助金 △522 ○転作奨励補助事業 △8,095 転作奨励補助金 △8,095
---------	--------	--------	--------	--	--	--	--------	----------------	--------	--

## (款) 5 農林水産業費

## (項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
4 農業政策費	115,660	△9,542	106,118	△6,359			△3,183	7 報償費	△180	○農業振興諸費 普通旅費	△472 △472
								8 旅費	△472	○海岸防災林機能強化事業 海岸防災林機能強化業務委託料	△1,609 △1,609
								12 委託料	△2,210	○JA営農支援補助事業 JA営農支援補助金	△157 △157
								18 負担金、補助及び交付金	△6,680	○東海村農産物販売奨励事業 東海村農産物販売奨励補助金 ○地域計画策定推進事業 研修会講師謝礼 地域計画策定推進支援業務委託料 ○農山漁村発イノベーション整備事業 農山漁村発イノベーション整備事業補助金	△1,660 △1,660 △781 △180 △601 △4,863 △4,863
5 農地費	127,770	△2,697	125,073				△2,697	12 委託料	△1,713	○農業土木諸費 原材料費	△180 △180
								14 工事請負費	△804	○排水機場管理事業 排水機場操作委託料	△2,517 △1,269
								15 原材料費	△180	新川排水ゲート操作委託料 排水機場除塵機清掃委託料 維持修繕工事	△120 △324 △804
計	437,796	△20,856	416,940	△6,359			△14,497				

## (款) 6 商工費

## (項) 1 商工費

2 商工振興費	494,763	△6,067	488,696		△2,400		△3,667	14 工事請負費	△1,230	○村商工会補助事業 村商工会補助金	△1,000 △1,000
								18 負担金、補助	△4,837	○企業立地支援事業	△600

## (款) 6 商工費

## (項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							及び交付金	企業立地奨励金 △200 雇用促進奨励金 △400 ○産業・情報プラザ施設維持管理事業 △1,230 外装改修工事 △1,230 ○宿泊施設等物価高騰対策支援事業 △3,237 環境整備支援補助金 △3,237		
3 観光費	56,027	△938	55,089				△938	10 需用費 △81 12 委託料 △857	○観光振興諸費 △81 観光パンフレット等印刷代 △81 ○観光施設管理運営事業 △857 観光施設管理委託料 △857	
計	642,332	△7,005	635,327		△2,400		△4,605			

## (款) 7 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

2 道路維持費	342,384	△2,447	339,937				△2,447	12 委託料 △2,447	○道路維持管理事業 △2,447 村道凍結対策委託料 △1,352 除草委託料 △1,095
3 道路新設改良費	643,730	△59,103	584,627				△59,103	12 委託料 △4,011 18 負担金、補助及び交付金 △52,579 21 補償、補填及び賠償金 △2,513	○道路新設改良舗装事業 △59,103 道路基礎調査及び設計委託料 △3,664 村道用地取得事務委託料 △347 白方街道踏切歩道設置工事負担金 △52,579 踏切歩道設置に伴う補償金 △2,513
計	1,108,321	△61,550	1,046,771				△61,550		

## (款) 7 土木費

## (項) 4 港湾費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 港湾費	26,412	0	26,412		△2,300		2,300		○港湾整備負担金支払事業 財源振替	
計	26,412	0	26,412		△2,300		2,300			

## (款) 8 消防費

## (項) 1 消防費

1 常備消防費	671,815	△3,988	667,827				△3,988	18 負担金、補助及び交付金	△3,988	○消防業務諸費 ひたちなか・東海広域事務組合負担金	△3,988 △3,988
計	719,596	△3,988	715,608				△3,988				

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

2 事務局費	203,273	△3,384	199,889				△3,384	18 負担金、補助及び交付金	△3,384	○東海村奨学金返還支援事業 東海村奨学金返還支援補助金	△3,384 △3,384
計	529,290	△3,384	525,906				△3,384				

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

1 学校管理費	773,341	△13,398	759,943	△262			△13,136	10 需用費	△3,300	○小学校運営管理事業 電気料	△4,937 △3,300
								11 役務費	△1,637	小学校除草作業派遣手数料	△1,637
								12 委託料	△6,253	○小学校施設整備事業 電話設備改修工事	△1,188 △1,188
								14 工事請負費	△1,188	○小学校コンピュータ機器整備運用事業 校務支援システム構築業務委託料	△1,069 △1,069
								19 扶助費	△1,020	○就学奨励事業 特別支援教育就学奨励費扶助費	△1,020 △106

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									要保護及び準要保護児童就学 援助費 <span style="float:right">△914</span> ○小学校給食運営管理事業 <span style="float:right">△5,184</span> 給食調理業務委託料 <span style="float:right">△5,184</span>	
計	774,298	△13,398	760,900	△262			△13,136			

## (款) 9 教育費

## (項) 3 中学校費

1 学校管理費	264,410	△5,100	259,310	△679			△4,421	10 需用費	△3,000	○中学校運営管理事業 <span style="float:right">△3,784</span> 電気料 <span style="float:right">△3,000</span>
								11 役務費	△784	中学校除草作業派遣手数料 <span style="float:right">△784</span>
								19 扶助費	△1,316	○就学奨励事業 <span style="float:right">△1,316</span> 特別支援教育就学奨励費扶助費 <span style="float:right">△683</span> 要保護及び準要保護生徒就学援助費 <span style="float:right">△633</span>
計	264,828	△5,100	259,728	△679			△4,421			

## (款) 9 教育費

## (項) 4 幼稚園費

1 園管理費	469,968	△18,080	451,888				△18,080	1 報酬	△11,155	○幼稚園管理事業 <span style="float:right">△14,761</span> 幼稚園講師等報酬 <span style="float:right">△11,155</span>
								4 共済費	△2,306	公立学校共済組合負担金 <span style="float:right">△1,020</span> 社会保険料負担金 <span style="float:right">△1,286</span>
								12 委託料	△3,319	小規模工事 <span style="float:right">△1,300</span>
								14 工事請負費	△1,300	○村松幼稚園運営事業 <span style="float:right">△3,319</span> 昼食提供業務委託料 <span style="float:right">△3,319</span>
計	469,968	△18,080	451,888				△18,080			

## (款) 9 教育費

## (項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会教育 総務費	525,264	△2,931	522,333		△400		△2,531	10 需用費	△1,631	○歴史と未来の交流館管理運営事業 △1,631
								14 工事請負費	△1,300	電気料 △555 施設・設備修繕料 △1,076 ○文教地区駐車場整備事業 △1,300 文教地区駐車場整備1期工事 △1,300
2 文化振興 費	70,590	△1,743	68,847				△1,743	2 給料	△1,743	○石神城跡史跡整備事業 △1,743 会計年度任用職員給 △1,743
4 駅コミュニ ティ施設 費	144,721	△1,629	143,092				△1,629	18 負担金、補助 及び交付金	△1,629	○駅コミュニティ施設管理運営事業 △1,629 東海駅自由通路修繕に伴う調 査設計負担金 △1,629
計	986,484	△6,303	980,181		△400		△5,903			

## (款) 9 教育費

## (項) 6 保健体育費

2 社会体育 費	236,477	△3,796	232,681				△3,796	12 委託料	△2,336	○スポーツ施設管理運営事業 △3,796 総合体育館空調・換気設備設 置工事設計業務委託料 △1,511 スイミングプラザ長寿命化対 策工事実施設計業務委託料 △825 防犯カメラ賃借料 △408 総合体育館電気設備改修工事 △722 スイミングプラザ電気設備更 新工事 △330
								13 使用料及び 賃借料	△408	
								14 工事請負費	△1,052	
計	478,373	△3,796	474,577				△3,796			

## (款) 11 公債費

## (項) 1 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 利子	10,682	△2,468	8,214				△2,468	22 償還金、利子及び割引料	△2,468	○地方債利子及び一時借入金利子 償還事業 地方債利子	△2,468 △2,468
計	208,479	△2,468	206,011				△2,468				

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によ  
って別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これ  
を報告し、承認を求める。

令和7年6月2日 提出

東海村長 山 田



専決処分第 2 号

議会を招集する時間的余裕がないので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により東海村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

東海村長 山 田 修

## 東海村税条例の一部を改正する条例

東海村税条例（昭和37年東海村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを掲示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第147条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第24項中「附則第15条第41項」

を「附則第15条第40項」に改め、同条第25項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 村長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4及び第10条の5を削る。

附則第10条の6第1項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「附則第16条の4第6項」を「附則第16条の2第6項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製

造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のもの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

（2） 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日

（3） 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の東海村税条例（以下「新条例」という。）

第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（村民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和7年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の村民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けべきこの条例による改正前の東海村税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（村たばこ税に関する経過措置）

- 第6条 次項に定めるものを除き，附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した，又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る村たばこ税については，なお従前の例による。
- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に，東海村税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は，同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず，次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
- （1） 東海村税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- （2） 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には，その端数を切り捨てるものとする。

東海村税条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条～第17条 (略)</p> <p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、東海村公告式条例(昭和30年東海村条例第1号)第2条に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p> <p>第18条の2 (略)</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4～第34条 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は<u>扶養控除額を、</u></p>	<p>第1条～第17条 (略)</p> <p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を東海村公告式条例(昭和30年東海村条例第1号)第2条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>第18条の2 (略)</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4～第34条 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は</u></p>

前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3～第36条 (略)

(村民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3～第36条 (略)

(村民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に

2～7 (略)

8 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下村民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

第36条の3 (略)

（個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

（個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する

規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～7 (略)

8 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下村民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

第36条の3 (略)

（個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

（個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する

申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

- (1) ・ (2) (略)
- (3) 扶養親族の氏名
- (4) (略)

2～5 (略)

第36条の4～第63条 (略)

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

- (1) ・ (2) (略)
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) (略)

2～5 (略)

第36条の4～第63条 (略)

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) (略)

2 (略)

第63条の3～第81条の8 (略)

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ (略)

(2)・(3) (略)

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) (略)

2 (略)

第63条の3～第81条の8 (略)

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ (略)

(2)・(3) (略)

第83条～第88条 (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)・(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、村長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳

第83条～第88条 (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)・(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、村長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳

の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) (略)

3 (略)

4 (略)

第91条～第139条の2 (略)

(特別土地保有税の減免)

の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを掲示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 (略)

5 (略)

第91条～第139条の2 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、村長に提出しなければならない。ただし、村長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) ・ (3) (略)

3 (略)

第140条～第146条 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第147条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を村長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2) ・ (3) (略)

第148条 (略)

第139条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、村長に提出しなければならない。ただし、村長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) ・ (3) (略)

3 (略)

第140条～第146条 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第147条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を村長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2) ・ (3) (略)

第148条 (略)

附 則

第1条～第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～21 (略)

22 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

26・27 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～13 (略)

附 則

第1条～第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～21 (略)

22 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

24 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

26・27 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～13 (略)

14 村長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

1 4 (略)

1 5 (略)

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他村長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税につ

1 5 (略)

1 6 (略)

いては、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

（1） 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

（2） 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地籍並びにその用途

（3） 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

（4） 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

（5） 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

（平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の5 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条

第1項の規定の適用を受けようとする場合を含む。)までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他村長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分

所有家屋の所在，家屋番号，種類，構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については，前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と，「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と，「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の6 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は，当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては，1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては，住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては，同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に

（令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の4 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は，当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては，1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所，氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては，住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては，同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に

係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) (略)

2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) (略)

(5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) (略)

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和7年度分及び令和8年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) (略)

(5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

第11条～第16条の2 (略)

第11条～第16条の2 (略)

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式

たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.

1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

第16条の3～第25条（略）

第16条の3～第25条（略）

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によ  
って別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これ  
を報告し、承認を求める。

令和7年6月2日 提出

東海村長 山 田



専決処分第 3 号

議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により東海村都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

東海村長 山 田 修

## 東海村都市計画税条例の一部を改正する条例

東海村都市計画税条例（昭和38年東海村条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第6項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第16項中「第34項まで，第37項，第38項，第42項若しくは第45項」を「第33項まで，第36項，第37項，第41項若しくは第44項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東海村都市計画税条例の規定は，令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和6年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

東海村都市計画税条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>6 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して村長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第41項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>6 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して村長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定</p>

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）

（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

（2）～（6） （略）

7～15 （略）

16 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

17 （略）

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）

（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

（2）～（6） （略）

7～15 （略）

16 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

17 （略）

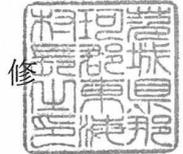
承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によ  
って別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これ  
を報告し、承認を求める。

令和7年6月2日 提出

東海村長 山 田



専決処分第 4 号

議会を招集する時間的余裕がないので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

東海村長 山 田 修

## 東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東海村国民健康保険税条例（昭和41年東海村条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項ただし書中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第19条第1項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の東海村国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

東海村国民健康保険税条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>650,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>650,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>240,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>240,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3条～第18条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>240,000円</u>を超える場合には、<u>240,000円</u>)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>660,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>660,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>260,000円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>260,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3条～第18条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>660,000円</u>を超える場合には、<u>660,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>260,000円</u>を超える場合には、<u>260,000円</u>)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算</p>

額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～ウ （略）

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ （略）

2・3 （略）

第19条の2～第23条 （略）

額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～ウ （略）

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ （略）

2・3 （略）

第19条の2～第23条 （略）

議案第 6 4 号

東海村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

東海村手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い，固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の発行単位を変更するための条例の一部改正

## 東海村手数料徴収条例の一部を改正する条例

東海村手数料徴収条例（平成12年東海村条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の23の項金額の欄中「1件につき」を「1枚につき」に改め、同欄ただし書を削る。

### 附 則

この条例は、令和7年6月23日から施行する。

東海村手数料徴収条例新旧対照表

現 行		改正案	
本則 (略)		本則 (略)	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
手数料の種類	金額	手数料の種類	金額
(略)		(略)	
23 固定資産課税台帳に記載されている事項 の証明書の交付手数料	<u>1件につき 200円</u> <u>ただし、土地は5筆までを1件</u> <u>とし、1件を増すごとに200</u> <u>円を、家屋は5棟をもって1件</u> <u>とし、1件を増すごとに200</u> <u>円を加える。</u>	23 固定資産課税台帳に記載されている事項 の証明書の交付手数料	<u>1枚につき 200円</u>
(略)		(略)	

議案第 6 5 号

東海村産業・情報プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東海村産業・情報プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

東海村産業・情報プラザ内に調理設備を設置し、及び当該設備の管理を指定管理者に行わせるほか、所要の改正を行うための条例の一部改正

## 東海村産業・情報プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東海村産業・情報プラザの設置及び管理に関する条例（平成27年東海村条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を提供し、及び創業を支援することにより」を「の提供、創業の支援及び駅前の新たな賑わいの創出を推進し」に改める。

第6条中後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限させた場合において、使用者に損害が生じても、村長は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第8条中「別表第2及び別表第3に定める」を削る。

第9条第2号中「プラザの」を削る。

第14条を第23条とし、第13条の次に次の9条を加える。

（指定管理者による管理）

第14条 シェアキッチン及び移動販売車専用駐車場（以下「シェアキッチン等」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって村長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の場合における第3条から第6条まで、第8条及び第9条の規定の適用については、第3条中「使用時間」とあるのは「利用時間」と、第4条から第6条まで及び第9条の規定中「使用」とあるのは「利用」と、第3条から第6条まで、第8条各号列記以外の部分及び第9条第2項中「村長」とあるのは「指定管理者」と、第6条及び第9条第1号中「使用者」とあるのは「利用者」と、第8条及び第9条中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（指定管理者が行う業務）

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) シェアキッチン等の利用の許可に関する業務
- (2) シェアキッチン等の利用料金の徴収に関する業務
- (3) シェアキッチン等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、シェアキッチン等の管理に関し  
村長が必要と認める業務  
(指定管理者の指定等)

第16条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他村長が必要と認める書類（以下「事業計画書等」という。）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定により提出された書類を審査し、シェアキッチン等の設置目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い、指定管理者を指定する場合において、指定管理者として現に指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書等を審査し、現指定管理者がシェアキッチン等の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められるときは、現指定管理者を再指定することができる。

（指定管理者の管理の期間）

第17条 指定管理者がシェアキッチン等の管理を行う期間は、村長が議会の議決を経て定める期間とし、5年を限度とする。

（事業報告書の作成及び提出）

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、村長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第13条第1項の規定により指定を取り消された時は、その取り消された日から起算して30日以内に当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) シェアキッチン等の利用状況
- (2) シェアキッチン等の管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者によるシェアキッチン

ン等の管理の実態を把握するために村長が必要と認める事項  
(事業報告の聴取等)

第19条 村長は、シェアキッチン等の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第20条 村長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、当該指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、村長はその責めを負わない。

(利用料金)

第21条 シェアキッチン等の利用者は、シェアキッチン等の利用料金を指定管理者が指定する期日までに、指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の利用料金は、別表第4に定める金額の範囲内において、あらかじめ村長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(利用料金の收受)

第22条 シェアキッチン等の利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として收受させる。

別表第2中「、第8条」を削り、

「

会議室	101	250円
	301	250円
	302	250円

」

「

会議室	301	250円
	302	250円

」

改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

附属設備使用料

貸出施設	区分	1回又は1時間当たりの使用料
多目的ホール	ステージ	1,000円/回
	ピアノ	3,500円/回
	スタンド式スポットライト（1台当たり）	500円/回
	舞台照明装置（ボーダー1列、スポット8灯）	100円/時間
	フットライト	100円/時間
	スクリーン	300円/回
会議室302	プレゼンテーション設備	200円/時間
多目的ホール 及び会議室	可搬型プロジェクタ（1台当たり）	300円/回
	可搬型スクリーン（1台当たり）	200円/回
	書画カメラ	300円/回
	インタラクティブホワイトボード	無料

備考

- 1 1回とは、第3条に規定するプラザの使用時間内における連続した使用をいう。
- 2 村内在住者、在勤者、在学者又は村内に活動の拠点を置く団体以外が使用する場合は、2倍の額とする。
- 3 営利を目的とした活動に使用する場合は、10倍の額とする。
- 4 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを切り上げて使用料の額を算出する。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第21条関係）

シェアキッチン等利用料金

施設	利用区分	利用時間区分	
		昼の部	夜の部
キッチンA	月利用	20,000円/月	20,000円/月
	半日利用	6,000円/回	6,000円/回
キッチンB	月利用	20,000円/月	13,000円/月
	半日利用	6,000円/回	4,000円/回
移動販売車用 駐車場	月利用	10,000円/月	10,000円/月
	半日利用	3,000円/回	3,000円/回

#### 備考

1 利用時間は、次の各号に掲げる利用時間区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時間とする。ただし、キッチンBにおける夜の部の利用時間については、午後5時から午後9時までとする。

(1) 昼の部 午前9時から午後3時まで

(2) 夜の部 午後3時から午後9時まで

2 月利用は、3月以上の期間において、利用者の希望する曜日及び利用時間区分に利用できるものとする。

3 1時間単位で利用する場合の利用料金は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。

(1) キッチンA及びキッチンB 2,000円

(2) 移動販売車用駐車場 1,000円

4 出店手数料として、1回の利用につき200円を徴収する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和7年7月1日から施行する。

##### (準備行為)

2 改正後の東海村産業・情報プラザの設置及び管理に関する条例第16条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

東海村産業・情報プラザの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 地域の交流の場を提供し、及び創業を支援することにより地域の活性化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、東海村産業・情報プラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第5条 （略）</p> <p>（使用の許可の取消し等）</p> <p>第6条 村長は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又はプラザの管理上若しくは公益上特に必要と認められるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限させることができる。<u>この場合において、村長は、これらの処分によって生じた損害の責めを負わない。</u></p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第8条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げるところにより別表第2及び別表第3に定める使用料を減免することができる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（使用料の不返還）</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地域の交流の場の提供、創業の支援及び駅前新たな賑わいの創出を推進し地域の活性化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、東海村産業・情報プラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第5条 （略）</p> <p>（使用の許可の取消し等）</p> <p>第6条 村長は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又はプラザの管理上若しくは公益上特に必要と認められるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限させることができる。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>2 前項の規定により許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限させた場合において、使用者に損害が生じて、村長は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>第7条 （略）</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第8条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げるところにより使用料を減免することができる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（使用料の不返還）</p>

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) (略)
- (2) 村長がプラザの管理上又は公益上その他やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限させたとき。
- (3) (略)

第10条～第13条 (略)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) (略)
- (2) 村長が管理上又は公益上その他やむを得ない事由により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限させたとき。
- (3) (略)

第10条～第13条 (略)

(指定管理者による管理)

第14条 シェアキッチン及び移動販売車専用駐車場（以下「シェアキッチン等」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて村長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項の場合における第3条から第6条まで、第8条及び第9条の規定の適用については、第3条中「使用時間」とあるのは「利用時間」と、第4条から第6条まで及び第9条の規定中「使用」とあるのは「利用」と、第3条から第6条まで、第8条各号列記以外の部分及び第9条第2項中「村長」とあるのは「指定管理者」と、第6条及び第9条第1号中「使用者」とあるのは「利用者」と、第8条及び第9条中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) シェアキッチン等の利用の許可に関する業務
- (2) シェアキッチン等の利用料金の徴収に関する業務
- (3) シェアキッチン等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、シェアキッチン等の管理に関し村長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第16条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他村長が必要と認める書類（以下「事業計画書等」という。）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定により提出された書類を審査し、シェアキッチン等の設置目的を最も効果的に達成することができるかと認められたものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い、指定管理者を指定する場合において、指定管理者として現に指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書等を審査し、現指定管理者がシェアキッチン等の設置の目的を最も効果的に達成することができるかと認められるときは、現指定管理者を再指定することができる。

（指定管理者の管理の期間）

第17条 指定管理者がシェアキッチン等の管理を行う期間は、村長が議会の議決を経て定める期間とし、5年を限度とする。

（事業報告書の作成及び提出）

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、村長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第13条第1項の規定により指定を取り消された時は、その取り消された日から起算して30日以内に当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（1） シェアキッチン等の利用状況

（2） シェアキッチン等の管理に係る経費の収支状況

（3） 前2号に掲げるもののほか、指定管理者によるシェアキッチン等の管理の実態を把握するために村長が必要と認める事項

（事業報告の聴取等）

第19条 村長は、シェアキッチン等の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第20条 村長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、当該指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、村長はその責めを負わない。

(利用料金)

第21条 シェアキッチン等の利用者は、シェアキッチン等の利用料金を指定管理者が指定する期日までに、指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の利用料金は、別表第4に定める金額の範囲内において、あらかじめ村長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(利用料金の收受)

第22条 シェアキッチン等の利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として收受させる。

第23条 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第7条関係)

多目的ホール等使用料

区分		1時間当たりの使用料
(略)		
会議室	301	250円
	302	250円
	(略)	(略)

第14条 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (第7条、第8条関係)

多目的ホール等使用料

区分		1時間当たりの使用料
(略)		
会議室	101	250円
	301	250円
	302	250円
(略)		

備考 (略)

別表第3 (第7条, 第8条関係)

附属設備使用料

区分	1回又は1時間当たりの 使用料
ステージ	1,000円/回
ピアノ	3,500円/回
スタンド式スポットライト(1台当たり)	500円/回
スクリーン	300円/回
書画カメラ	300円/回
可搬型プロジェクタ(1台当たり)	300円/回
可搬型スクリーン(1台当たり)	200円/回
舞台照明装置(ボーダー1列, スポット8灯)	100円/時間
フットライト	100円/時間
プレゼンテーション設備	200円/時間

備考

- 1 1回とは, 第3条に規定するプラザの使用時間内における連続した使用をいう。
- 2 村内在住者, 在勤者, 在学者又は村内に活動の拠点を置く団体以外が使用する場合は, 2倍の額とする。
- 3 営利を目的とした活動に使用する場合は, 10倍の額とする。
- 4 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは, これを切り上げて使用料の額を算出する。

備考 (略)

別表第3 (第7条関係)

附属設備使用料

貸出施設	区分	1回又は1時間当たりの 使用料
多目的ホール	ステージ	1,000円/回
	ピアノ	3,500円/回
	スタンド式スポットライト(1台当たり)	500円/回
	舞台照明装置(ボーダー1列, スポット8灯)	100円/時間
	フットライト	100円/時間
	スクリーン	300円/回
会議室302	プレゼンテーション設備	200円/時間
多目的ホール 及び会議室	可搬型プロジェクタ(1台当たり)	300円/回
	可搬型スクリーン(1台当たり)	200円/回
	書画カメラ	300円/回
	インタラクティブホワイトボード	無料

備考

- 1 1回とは, 第3条に規定するプラザの使用時間内における連続した使用をいう。
- 2 村内在住者, 在勤者, 在学者又は村内に活動の拠点を置く団体以外が使用する場合は, 2倍の額とする。
- 3 営利を目的とした活動に使用する場合は, 10倍の額とする。
- 4 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは, これを切り上げて使用料の額を算出する。

別表第4（第21条関係）

シェアキッチン等利用料金

施設	利用区分	利用時間区分	
		昼の部	夜の部
キッチンA	月利用	20,000円/月	20,000円/月
	半日利用	6,000円/回	6,000円/回
キッチンB	月利用	20,000円/月	13,000円/月
	半日利用	6,000円/回	4,000円/回
移動販売車用 駐車場	月利用	10,000円/月	10,000円/月
	半日利用	3,000円/回	3,000円/回

備考

1 利用時間は、次の各号に掲げる利用時間区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時間とする。ただし、キッチンBにおける夜の部の利用時間については、午後5時から午後9時までとする。

(1) 昼の部 午前9時から午後3時まで

(2) 夜の部 午後3時から午後9時まで

2 月利用は、3月以上の期間において、利用者の希望する曜日及び利用時間区分に利用できるものとする。

3 1時間単位で利用する場合の利用料金は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。

(1) キッチンA及びキッチンB 2,000円

(2) 移動販売車用駐車場 1,000円

4 出店手数料として、1回の利用につき200円を徴収する。

令和 7 年度 東海村 一般会計補正予算（第 1 号）

議案第66号

## 令和7年度 東海村一般会計補正予算（第1号）

令和7年度東海村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,922千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,956,922千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月2日 提出

東海村長 山田



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		3,441,894	9,922	3,451,816
	2 基金繰入金	3,423,681	9,922	3,433,603
歳入合計		23,947,000	9,922	23,956,922

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,100,715	2,750	4,103,465
	1 総務管理費	3,572,154	2,750	3,574,904
4 衛生費		2,710,229	9,922	2,720,151
	1 保健衛生費	1,236,959	9,922	1,246,881
9 教育費		3,977,375	△2,750	3,974,625
	2 小学校費	801,284	△2,750	798,534
歳出合計		23,947,000	9,922	23,956,922

# 東海村一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 繰入金	3,441,894	9,922	3,451,816
歳入合計	23,947,000	9,922	23,956,922

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総 務 費	4,100,715	2,750	4,103,465			2,500	250
4 衛 生 費	2,710,229	9,922	2,720,151			9,922	
9 教 育 費	3,977,375	△2,750	3,974,625			△2,500	△250
歳 出 合 計	23,947,000	9,922	23,956,922			9,922	

2 歳 入

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 公園墓地基金繰入金	0	9,922	9,922	1 公園墓地基金繰入金	9,922	公園墓地基金繰入金 9,922
計	3,423,681	9,922	3,433,603			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
12 防災対策費	29,082	2,750	31,832			2,500	250	12 委託料	2,750	○防災対策諸費 コミュニティセンター非常用発 電機設置工事基本設計業務委 託料	2,750 2,750
計	3,572,154	2,750	3,574,904			2,500	250				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

7 霊園費	20,898	9,922	30,820			9,922		12 委託料	9,922	○須和間霊園維持管理事業 合葬式墓地整備実施設計業務 委託料	9,922 9,922
計	1,236,959	9,922	1,246,881			9,922					

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	801,284	△2,750	798,534			△2,500	△250	14 工事請負費	△2,750	○小学校施設整備事業 石神小学校校舎長寿命化外装 改修工事 村松小学校進入路整備工事	△2,750 △16,170 13,420
計	801,284	△2,750	798,534			△2,500	△250				

議案第 67 号

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本村内に次の土地があらたに生じたことを確認する。

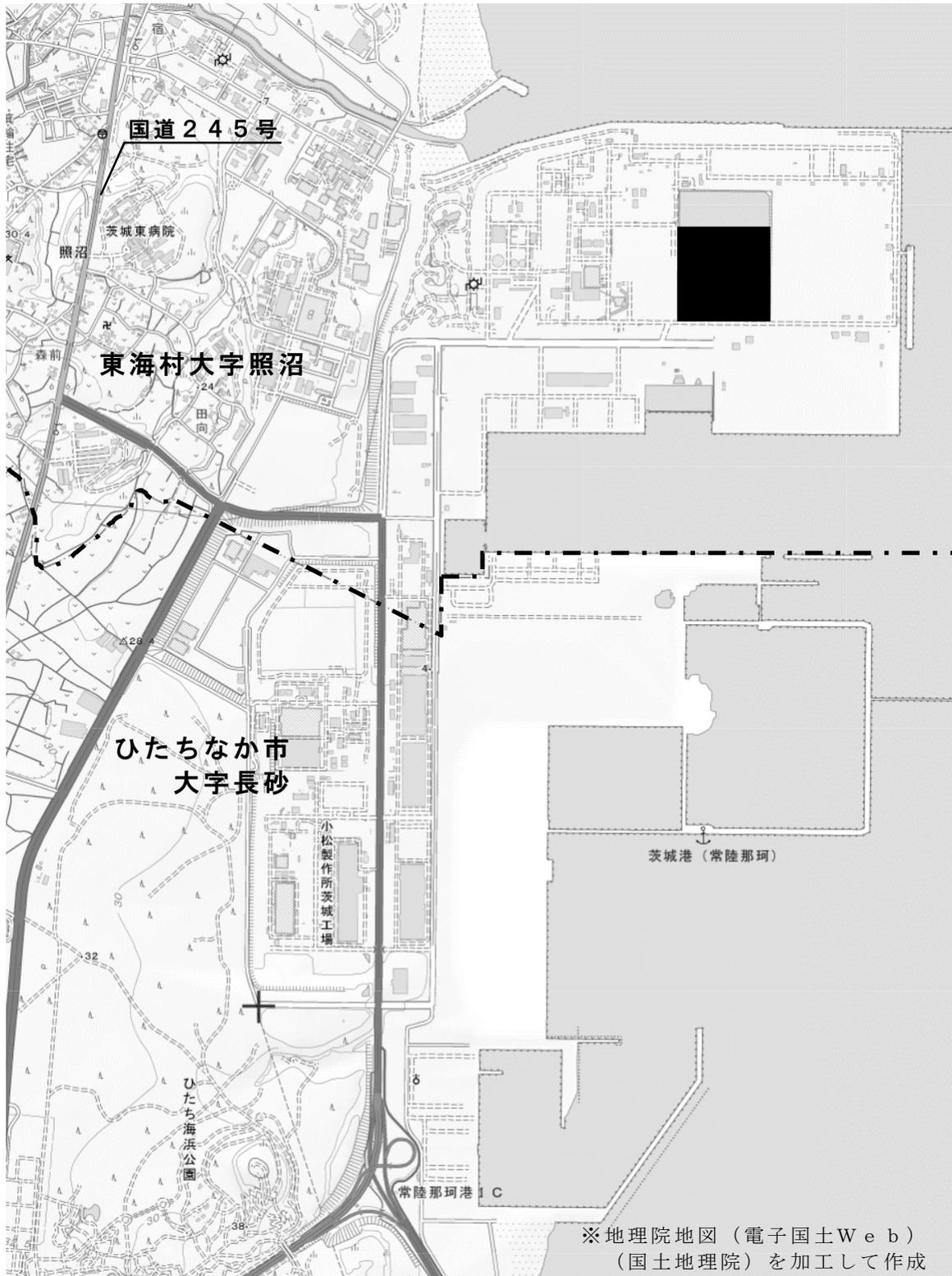
- 1 場 所 大字照沼字渚 768 番 4，768 番 5，768 番 8 のそれぞれの地先及び 768 番 1 に接する海浜地地先の公有水面
- 2 面 積 117，250.00 平方メートル

令和 7 年 6 月 2 日 提出

東海村長 山 田

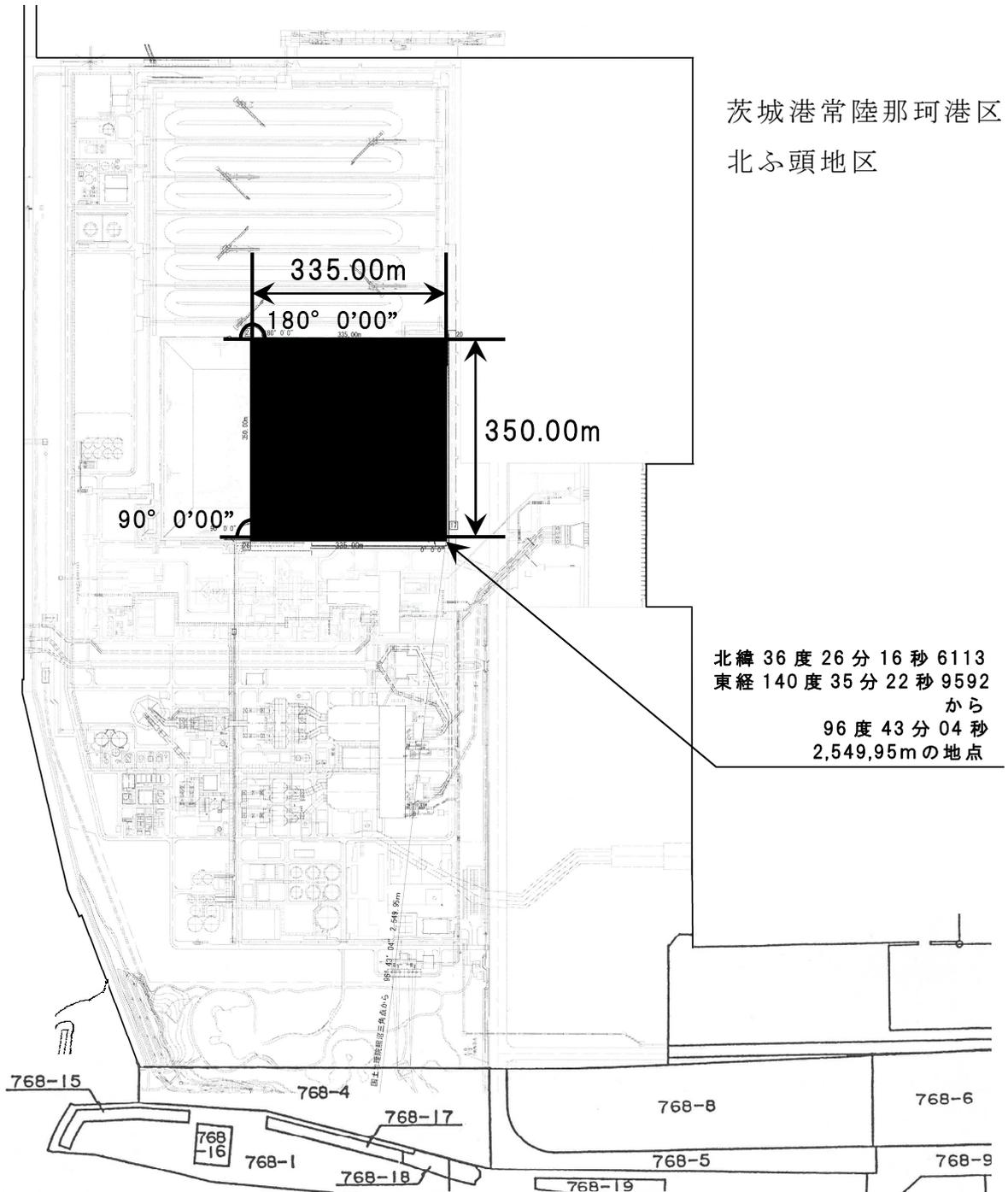


位置図



凡 例	
あらたな土地の所在	■
市村界	-----

あらたに生じた土地の所在図



凡 例	
あらたに生じた土地の所在	

議案第68号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本村内の字の区域を次のとおり変更する。

大字照沼字渚に変更する区域

大字照沼字渚768番4，768番5，768番8のそれぞれの  
地先及び768番1に接する海浜地地先の公有水面

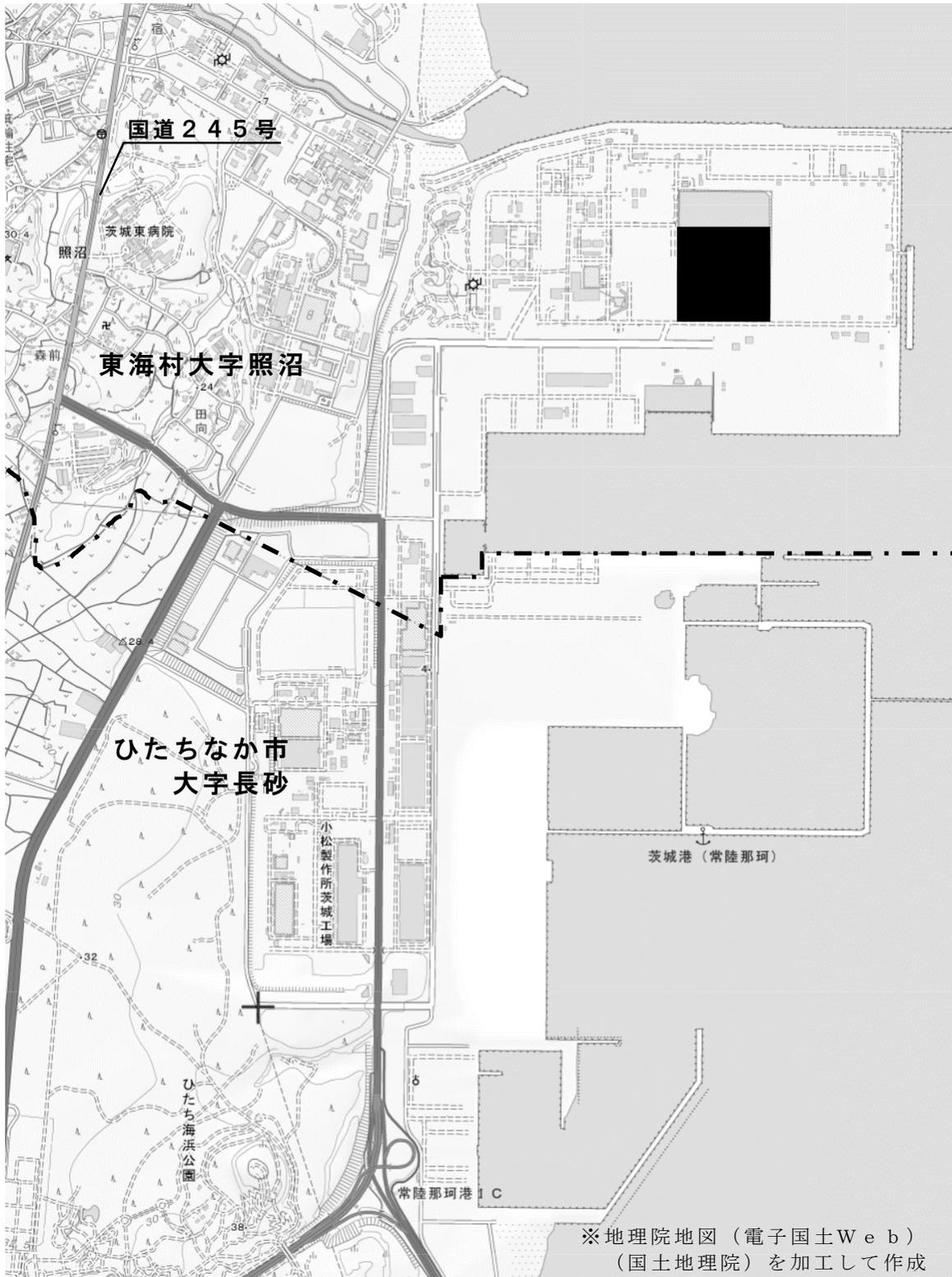
117,250.00平方メートル

令和7年6月2日 提出

東海村長 山 田

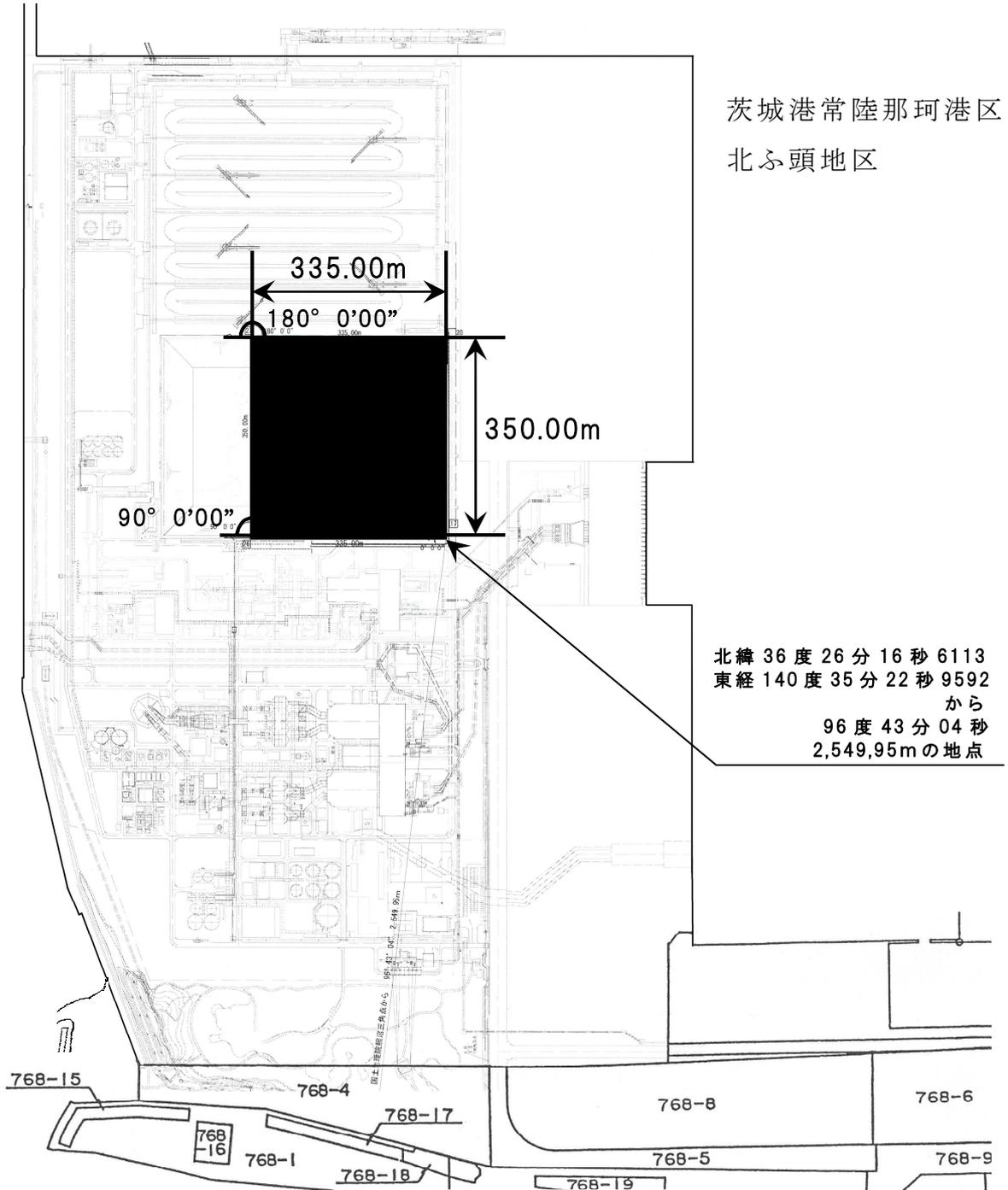


位置図



凡例	
大字照沼字渚に変更する区域	■
市村界	-----

字の区域の変更所在図



凡 例	
大字照沼字渚に変更する区域	

議案第 69 号

茨城港常陸那珂港区の公有水面埋立てに関する意見について

茨城港常陸那珂港区港湾区域内公有水面埋立てについて、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 42 条第 3 項において準用する同法第 3 条第 1 項の規定により、茨城港港湾管理者 茨城県 代表者 茨城県知事 大井川 和彦から意見を求められたので、下記のとおり意見を述べたく、同条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

記

茨城港常陸那珂港区の公有水面埋立てに関する意見

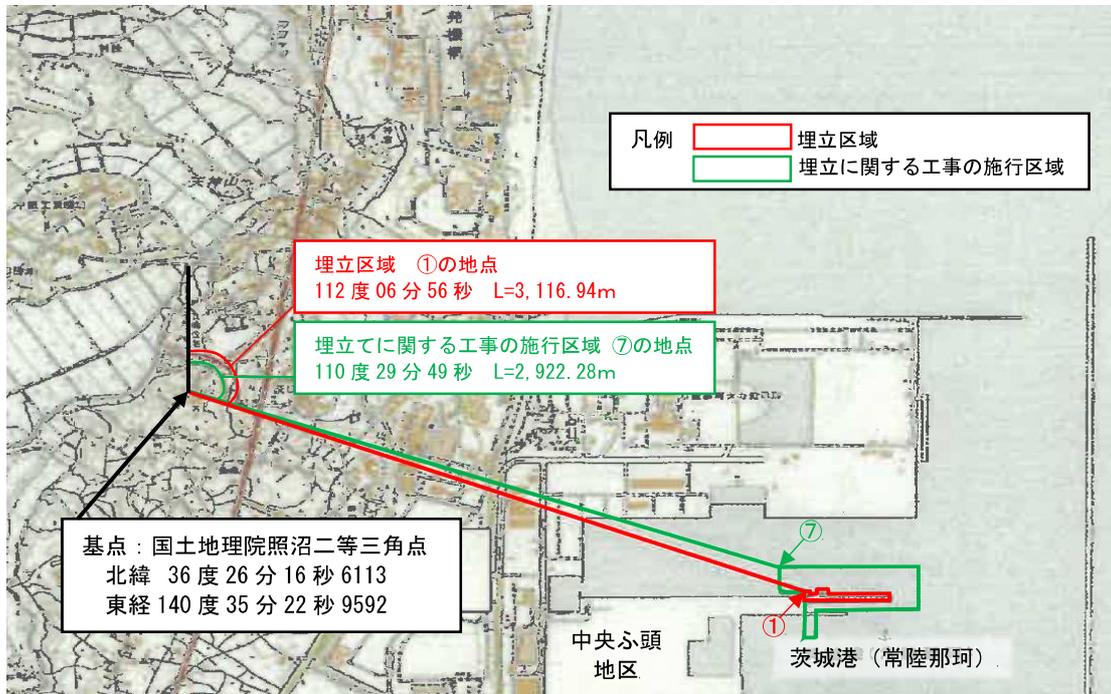
令和 7 年 3 月 31 日付け港諮問第 2 号及び第 3 号をもって意見を求められた茨城港港湾管理者 茨城県 代表者 茨城県知事 大井川 和彦の出願に係る、茨城県ひたちなか市大字長砂字渚 2016 番及びこれに接する無番地、2017 番、2021 番の地先公有水面の埋立てについて、異存がありません。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

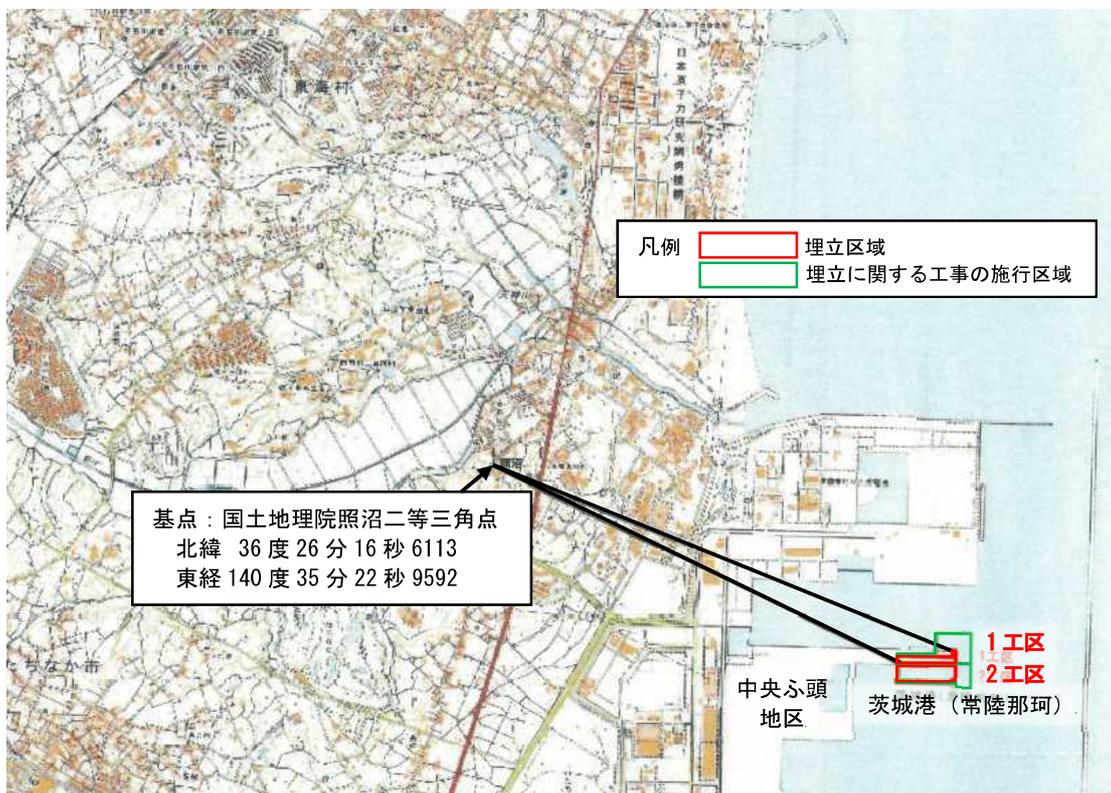
東海村長 山 田



【工事施工区域図（国土交通省）】



【工事施工区域図（茨城県）】



【埋立区域詳細図】

